

別添
国自技第45号
平成18年6月13日

各地方運輸局長
沖縄総合事務局長 } 殿

自動車交通局長

道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴う基準緩和車両の取扱いについて（依命通達）

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（平成18年3月31日国土交通省令第22号、以下「改正省令」という。）が平成18年7月1日から施行されることに伴い、防犯パトロールに関し警視総監又は道府県警察本部長が交付した有効な証明書を有する自動車であって、現に道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号、以下「保安基準」という。）第55条の規定による基準の緩和を受け、有効な自動車検査証の交付を受けた青色回転灯の装着が認められている自動車の取扱いについては、下記のとおりであるので了知されたい。

記

防犯パトロールに関し警視総監又は道府県警察本部長が交付した有効な証明書を有する自動車であって、現に保安基準第55条の規定による基準の緩和を受けている自動車のうち改正後の保安基準に適合するものは、当該基準の緩和の処分によらず運行することができる。

また、当該自動車において、改正省令による道路運送車両法施行規則第35条の3第1項第26号の規定による記載事項は、同規則第35条の3第1項第22号の記載事項をもって代えることができる。